

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	H28. 10. 14	H28. 12. 8	平成15年度から平成22年度までの間の東京都固定資産評価審査委員会の決定のうち、審査申出人の申出を全部又は一部認めた決定の決定書全て					1											当該公文書は5年保存の公文書であるため、既に廃棄済であり、現在は存在しないため。	東京都固定資産評価審査委員会
2	H28. 10. 14	H28. 12. 8	平成23年度から平成27年度までの間の東京都固定資産評価審査委員会の決定のうち、審査申出人の申出を全部又は一部認めた決定の決定書全て	178	1						1	1						1	(7条2号) 審査申出人の住所・氏名は、特定の個人を識別できる情報であるため。また、当該個人が所有する財産に関する情報は、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 (7条3号) 審査申出人の所在地・名称及び当該法人が所有する財産に係る情報は、公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条6号) 税務調査において収集した情報は、公にすることにより、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力が得られないなど、今後の課税徴収事務に支障を来すおそれがあるため。	東京都固定資産評価審査委員会

表の見方
 <決定区分>
 ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
 <(根拠規定) 条例7条>
 ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
 <公文書の件名>について
 ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
 ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。